

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第六十九号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例施行規則（昭和二十八年佐賀県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「及び水道」を「水道及び下水道」に改め、同項第八号中「塩及び」を削り、同項第十二号中「法敷を占用するときに限る。」「を削り、同項に次の一号を加える。

十四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第九号に規定する応急仮設住宅

第一条第二項の表の条例第三条第四号に規定する路外駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県道路占用料条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る占用料から適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。